

いじめ防止基本方針



平成 30 年 8 月改定
木津川市立加茂小学校

目 次

はじめに

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	2

2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	3
(2) 道徳教育の充実	3
(3) 体験活動の充実	3
(4) 「ことばの力」の育成	3
(5) 児童生徒の主体的な活動の充実	3
(6) 居場所づくり	4
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	4

3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	6
(5) 家庭や地域との連携	6
(6) 関係機関との連携	6

4 いじめへの対応

(1) 初期対応	7
(2) 事実の確認	7
(3) 対応の方針決定及び指導	7
(4) 保護者との連携	8
(5) 関係機関等との連携	8
(6) 教育委員会との連携	8

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

- | | | |
|-------------------------|-------|---|
| (1)「木津川市いじめ防止等対策委員会」の設置 | | 9 |
| (2)「学校いじめ対策委員会」の設置 | | 9 |

6 インターネットいじめへの対応

- | | | |
|--------------------------|-------|-----|
| (1) インターネットいじめの未然防止 | | 1 0 |
| (2) インターネットいじめの早期発見・早期対応 | | 1 1 |

7 重大事態への対処

- | | | |
|--------------------------|-------|-----|
| (1) 重大事態とは | | 1 2 |
| (2) 重大事態発生時の学校及び教育委員会の対処 | | 1 3 |
| (3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等 | | 1 3 |

8 学校におけるいじめ防止基本方針について 1 3

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為であるとともに、ときにはその生命に危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、近年の急速な情報技術の発展と携帯電話等の普及により、メール・ブログ等でのいじめやSNSでの誹謗中傷書き込み・仲間外しなど、新たないじめ問題が起こっています。

こうした中、平成25年6月、いじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

学校においては、全ての教職員がいじめについての基本認識や、いじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップのもと、教育委員会をはじめ各関係機関との連携を図りながら、地域や家庭の協力のもとに、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、木津川市教育委員会では、いじめ防止対策推進法にのっとり「木津川市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等に向けた学校における基本方針の策定や取組への具体的な方針を示されました。

加茂小学校におきましても、積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進めていきます。そして、すべての児童生徒一人一人を大切にし、安心して学校生活をおくることができ、共に「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる子どもの育成を目指していきます。

木津川市立加茂小学校

木津川市立加茂小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

(2) いじめの基本認識

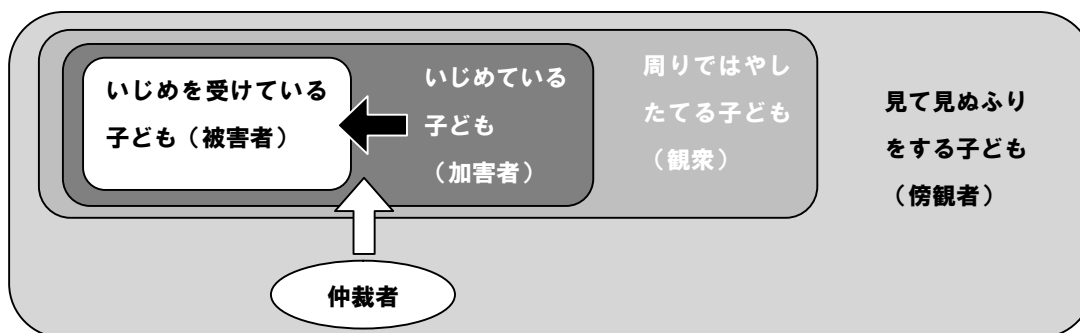
- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。¹⁾
- ② いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。²⁾
- ③ いじめは、教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい問題である。³⁾
- ④ いじめは「いじめられているということを知られたくない」「仕返し怖い」等という子どもの心理がはたらくことがあるため、大人には相談しにくい問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) いじめの態様

- ① 冷やかしからかい、悪口や文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。

- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(4) いじめの構造⁴⁾



- 1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめの禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫きます。
- 2) いじめ問題は、特定の児童に関わる問題ではなく、全ての児童に関係する問題であると認識しています。
- 3) いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努めます。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- 4) いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをしたりおびえている「傍観者」が存在する四層構造になっていることが多いです。周りにいる「観衆」や「傍観者」が是認・黙認していると、いじめはエスカレートします。さらに、こうした四層構造は決して固定化されたものではなく、「いじめる者」「いじめられる者」「観衆」「傍観者」の立場は、入れ替わる場合もあります。（「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」参照）

2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土・学級風土をつくることが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に推進していきます。

(1) 人権教育の充実

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

(2) 豊かな心の育成

道徳科の授業を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

(3) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させるとともに、ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感を持ち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

(4) 「ことばの力」⁵⁾の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、感じる・伝える・考える「ことばの力」の育成を意識したあらゆる取組を展開することで、児童の認識力・思考力・判断力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成します。

(5) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、児童が自主的にいじめの問題について考え議論する等、いじめの防止に向けた取組を積極的に実施することで、児童のいじめ撲滅に対する意識の向上を図ります。

また、異年齢交流や地域と協力したあいさつ運動等を通して、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

(6)居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」⁶⁾や「不機嫌・怒り」「友人ストレッサー」⁷⁾を生まない取組を推進します。

そのためには、わかりやすい授業の工夫や、授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

(7)未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

(8)家庭・地域や専門的知識を有する者との連携⁸⁾

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って、広く広報に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進します。

(9)未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

5)「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について（H19.8 報告）」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」であるとしており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・言語によって論理的に考える力
- ・言語を使って表現する力

6)「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

7)「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること（いじめを受けたこと）が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる（リスクが高くなる）が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」がなければ加害行為に及ばない、としています。

- 8) 発達障害を含む障害のある児童等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目をもつための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

9)

(1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」¹⁰⁾を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期 6月 及び 2学期 10月
- ・実施内容 木津川市独自で作成したいじめに係るアンケート

(2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、何よりも児童への日常のきめ細やかな声かけなどを通じて、児童が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築するよう努めます。また、教師に直接相談しにくい児童のため、いわゆる目安箱等の設置や交換ノートを行うなどの工夫をします。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することはいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

(3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動に加えて、年間2回（6月・10月）の「お話週間」を実施するとともに、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談

11) を定期的に実施します。

- ・実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間等（年2回）
- ・実施方法 個別面談形式

(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員のいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的・定期的に実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

(5) 家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、保護者対象のいじめに関する研修会や講演会を実施したり、「家庭用子どものサイン発見リスト」の活用を促したりすることで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、HPや学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

(6) 関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察や法務局、児童相談所等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

9) 「いじめの発見に向けた心構え」として、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意していきます。

10) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもいじめは起こる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気づかない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての児童を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりすることを目的とするものです。

11) 状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施したり、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望んだりする場合があります。また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うこともあります。

4 いじめへの対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で早急に対応します。

(1) 初期対応

- ① 直ちに学年主任や管理職に報告の上、対策組織において情報を共有する。
- ② いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童の安全を直ちに確保する。

(2) 事実の確認

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ② 事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④ いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察したり、周辺状況等を客観的に確認したりする。

(3) 対応方針の決定及び指導

- ① 対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ② いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③ いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望が持てることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要に応じて、いじめを受けた児童の学校内外における教育環境・教育機会の確保に努める。
- ④ いじめた側の児童に対しては、成長支援の観点からいじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。必要がある場合は、いじめた側の児童を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ⑤ その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥ いじめを傍観していた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、たとはいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分に理解させる。

(4) 保護者との連携

- ① いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝え、るとともに、適宜連絡を密に取る。
- ② いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考える。

(5) 関係機関等との連携

- ① いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ② 関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③ いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

(6) 教育委員会との連携

- ① いじめを認知した場合には、市教育委員会に適宜連絡を行い、学校への支援を要請し、適切な指導助言又は指示を受ける。
- ② いじめの状況によって、他の児童の教育に妨げがあると判断された場合、いじめた側の児童の保護者に対し、市教育委員会が出席停止を命じる等の措置については、学校・教育委員会・保護者が十分協議した上でこれを行う。
- ③ いじめられた側の児童の状況に応じて、市教育委員会が通学指定校の変更や区域外通学を認める場合には、学校・教育委員会・保護者が十分協議した上で、柔軟にこれを認める。

(7) いじめの解消

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- ② いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(8) いじめ解消後の継続的な指導

- ① いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ② 再発防止のために事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討の上、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に進める。

5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証したり、問題発生時に、早急かつ的確に対応し、早期に解決を図ったりするための体制を整備します。

(1)「木津川市いじめ防止等対策委員会」の設置

条例の定めにより、木津川市では、学校を支援し、いじめ問題等に対応するため、以下の主な役割や構成員により木津川市教育委員会の附属機関が設置されます。

さらに、附属機関の内部組織として、直接学校を支援するチーム「木津川市いじめ防止等対策チーム」が設置されます。

【「いじめ防止等対策委員会」の主な役割】

- ① 木津川市のいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関する必要な調査や審議を定期的、臨時的に行う。
- ② 学校のいじめ防止等のための基本的な方針や方策に関して指導・助言を行う。
- ③ 重大事態発生時の調査を行う。

【構成員】

- | | |
|----------------|----------------|
| ○教育に関する学識経験者 | ○心理に関する資格を有する者 |
| ○福祉に関する資格を有する者 | ○警察官経験者 |
| ○医師 | ○弁護士 |
| ○市立小中学校の校長 | ○市立小中学校の保護者 他 |

【「いじめ防止等対策チーム」の主な役割】

- ① 木津川市いじめ防止基本方針及びその施策に関して協議を行う。
- ② 児童・保護者・地域住民・学校関係者等からのいじめ等の相談窓口になる。
- ③ 通報を受けたいじめ等について、必要に応じて調査・指導方針の決定を行う。
- ④ いじめ等に関係する児童・保護者・学校関係者等に対して、必要に応じて指導・助言又は指示を行うとともに、関係者の調整を行う。

【構成員】

- 木津川市教育委員会教育部長・教育部理事・学校教育課長
- 木津川市教育委員会学校教育指導主事
- 対策委員の中から教育長が任命又は委嘱する者

(2)「学校いじめ対策委員会」の設置

加茂小学校では、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

【主な役割】

- ① 学校の基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ② 自校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④ いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

【構成員】

- 管理職
- 教務主任・児童支援加配教員
- 生徒指導主任・教育相談主任
- 養護教諭

【組織設置・構成上の留意点】

- ① いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置する。
- ② 該当児童の担任や学年主任等、児童とかかわりの深い教職員や、まなび・生活アドバイザーを適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- ③ 状況に応じて、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。
- ④ 学校医や学校評議員、PTA役員等にも協力を得られる体制を整備する。

6 インターネットいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めます。

(1) インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う必要があります。

【学校において取り組むべきこと】

- ① 児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳科の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ② インターネット上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、保護者会やＰＴＡの各種会議等で積極的に広報するとともに、ＰＴＡと連携して、最新の情報モラルに係る問題についての研修会を実施するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③ 他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の取組を積極的に支援し、児童の意識の向上を図る。

【家庭に協力を依頼すること】

- ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ② 特に、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進についての啓発を行う。

(2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組が必要です。

【学校が取り組むべきこと】

- ① いじめアンケートに加え、インターネット上のいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ② 書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

【家庭に協力を依頼すること】

- 家庭において、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処します。

(1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

- ・「いじめにより」とは
各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは
いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば
 - 児童生徒が自殺を企画した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
- ・「相当の期間」とは
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

- 児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の学校の対処

- ① 学校は、速やかに市教育委員会へ報告する。
- ② 学校は、市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会が判断し、学校が調査する場合には市教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明する。
- ③ 学校は、調査機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会が連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ⑤ 情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはあってはならない。

8 学校におけるいじめ防止基本方針について

加茂小学校は、その実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、定めた方針はホームページ等で公表したり児童、保護者、関係機関等に説明したりすることで広く周知を図り、家庭や地域等との連携・協働を図ります。

さらに、基本方針に基づくいじめ防止のための取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の検証と改善に努めるとともに、基本方針そのものについても定期的に見直しを図り、より実効性の高いものを目指すことで、いじめ問題へ対応していきます。